

総合福祉センター再整備事業 基本構想の策定について

昭和 55 年、総合福祉センターは地域ぐるみの福祉活動拠点として位置付けられ、以降、本市の福祉に対する姿勢を明確に表すとともに、福祉体制の確立に大きな役割を果たしてきました。

現在、総合福祉センターの開設から 36 年が経過し、施設の老朽化も進展していることや福祉に対するニーズが変化していること、高齢化の進展に伴う介護予防の拠点整備が必要なことなどから、「誰もが安心して暮らせる包容力とやさしさのあるまち」を実現するために、総合福祉センターを再整備するための基本構想を策定いたしました。

【再整備方法】

(1) 既存機能

I 期棟 あじさい療育支援センター	老朽化している現建物は解体し、敷地内に新築する。施設建設は民間活力を導入する。
II 期棟 さくら・いずみの家	躯体活用型建て替え（リノベーション）を行う。民間事業者の提案等を受け、工事は市が行う。
III 期棟 花の実園	老朽化している現建物は解体し、敷地内に新築する。施設建設は民間活力を導入する。

(2) 新たな機能

障がい者用グループホーム・ショートステイ	施設建設から運営まで行う民間事業者を誘致する。
特別養護老人ホーム 又は サービス付き高齢者向け住宅	施設建設から運営まで行う民間事業者を誘致する。ただし、国では国有地を活用した特別養護老人ホーム整備の方針が示されており、市有地で整備する必要性があるか国の動向を注視する。

【市民交流・民間施設】

総合福祉センターは福祉拠点としての役割を持ちますが、障がい者の就労の場や地域住民との交流の場としての活用も考えております。

事業者においても、本市の目指す「ソーシャルインクルージョン」の取組を御理解いただき、この取組の推進に資する施設となるよう積極的な事業提案を期待するものです。

【スケジュール】

障がい者用グループホーム・ショートステイは、平成 28 年度に事業者選定を行い、平成 31 年度に開設する予定です。その他の施設につきましては、国の動向や本市の介護保健事業計画、他施設の進捗を勘案し進めてまいります。

